

## 国民年金保険料 後納制度が始まります

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

### 後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより、

- ①将来受け取る年金額が増額！
- ②不足していた期間を納めることで、年金の受給資格が得られる可能性があります！

※後納制度は事前申し込みが必要です。  
詳しくは、  
国民年金保険料専用ダイヤル  
☎0570-011-050または  
米子年金事務所  
☎0859-34-6111  
へお問い合わせください。

## 野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却（野焼き）は次に掲げる場合を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。

### 【違反した場合の罰金】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金

### 【焼却禁止の例外】

1 国の定めた基準に従った廃棄物の焼却

（例：処理基準を満たしている焼却施設での焼却）

2 他法令又はこれに基づく処分により行う場合（例：家畜伝染予防法に基づいた家畜の死体の焼却）

3 公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却

・ 国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却  
（例：河川管理者が河川管理に際して伐採した草木の焼却）

・ 震災、風水害、火災、凍霜等の災害の予防、応急対策、復旧のための必要な焼却  
（例：災害時における木くず等の焼却）

・ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却  
（例：正月行事の「とんど焼き」）

・ 農業、林業、漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却  
（例：稲わらの焼却、伐採した木枝の焼却、あぜ草の焼却）



・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの  
（例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー）

これらの場合でも、プラスチック類の焼却など、生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は例外となりません。

※なお、例外的に認められる焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となる場合があります。

軽微な焼却でもプラスチックやビニールを焼却するとダイオキシンの発生や環境汚染の原因になるので、家庭から出たゴミは、分別して町の収集日に出すほか、再利用に努めましょう。

### ◆問い合わせ先 住民生活課

☎0859・54・5210

FAX 0859・54・3127